

前橋市監査委員公表第 18 号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 8 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	鈴	木	俊
同	金	井	清

こども未来部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和6年8月23日～10月11日

措置通知書提出日 令和6年11月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：こども施設課】 1 契約事務について（指摘事項） (1) 契約書について 公立保育所保育士派遣業務において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。 ア 労働者派遣に関する基本契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。 契約規則にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。 イ 労働者派遣に関する基本契約書第7条に基づく桂萱保育所の労働者派遣個別契約書において、仕様書と異なる就業時間が記載されていた。また、労働基準法第34条第1項に定める休憩時間が記載されていなかった。 仕様書に基づいた契約書を作成するとともに、労働基準法にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。	労働者派遣に関する基本契約書については、契約保証金に関する事項を追加する変更契約を締結した。今後は、使用する契約書様式に契約保証金に関する事項を記載しておくとともに、引継書を作成し、令和7年度以降も対応できるよう改善した。 桂萱保育所の労働者派遣個別契約書については、就業時間及び休憩時間が誤って記載されていたため、契約書の訂正を行った。今後は、個別契約書の記載内容について、保育所長と担当者でダブルチェックを行うよう改善することとした。